

交渉速報

J R 貨物労組本部業務部

2014年11月28日

No.8

会社は12月1日の施策実施を断念！ 職場の声を反映した要員配置を改めて求める

～申第5号「機動的設備保守を図る保全に対する申し入れ」団体交渉～

中央本部は11月17日、申第5号「機動的設備保守を図る保全体制に関する申し入れ」に基づく団体交渉を行いました。主な内容は以下の通りです。

1. 基本項目

(1) 会社の提示した基準人員表の要員配置では、機動的で円滑な業務の遂行は困難であり、抜本的に基準人員数を見直されたい。

回答：提案の通りとする。

組合：「提案の通りとする」とあるが、提案時に示された基準人員では業務の遂行は困難である。

会社：今後、保全技術センターは工事業務や部外協議は工事管理事務所又は工事支所に移管されるため、それまでの業務量と比較した上で集約することとしたものである。

組合：職場ではこの要員では絶対に業務は回らないという意見が大部分だ。各区所で1名減なのか不明である。今もギリギリの要員で日頃の業務を行い、冬季には除雪作業を総出で行っている。

会社：全体的には設備量の減により、要員を削減するものであるが、除雪作業等の特情について必要な要員は配置している。

組合：「工事業務の簡略化」によって要員減が計画されているが、工事業務は前段の作業に時間の多くが割かれており、要員減になるほど作業量が減少するとは考えられない。

会社：社員の不安や懸念については解消する必要があるとは考えているが、各職場の設備量減と業務の簡略化を基に算出しており、大きな認識の違いがあるとは思っていない。

組合：そもそもこの施策は14年度施策に戻すものであり、本来であれば14年当時の要員に戻すべき話である。そうしなければ組合員の一人あたりの業務負担は増大する一方だ。

会社：今回の施策の実施によって要員減となるわけではない。要員減の根拠はあくまで設備量の減や業務の簡略化である。

組合：各職場の要員減の根拠が明確ではなく、基準人員の査定と併せて一つ一つ明確にしたうえで議論をしなければ組合員は納得出来ない。この先、議論を進めるにあたってこの部分を明確にし、基準人員の算出についても十分な議論が必要である。提案された基準人員では業務遂行に支障をきたすと判断した場合は基準人員を改めるべきである。

会社：会社として精査した上での提案ではあるが、交渉の結果、基準人員を見直すことはあり得る。

(次項へ)

(前項より)

(2) 実施時期を12月1日としているが、基地見直しや基準人員の精査、出向等を含んだ施策であり労使合意なしに実施できないと認識するが、会社の見解を明らかにされたい。

回答： 真摯に労使交渉を行い、十分な議論をして実施していくことで考えている。

組合： 議論には相当な時間がかかることは明らかである。一方で出向発令等を勘案すると、提案にある12月1日実施は不可能と認識しているが会社の認識はどうか。

会社： 現実的に厳しいと考えている。実施時期については修正することとしたい。

組合： 実施時期をただ先送りするだけでは同じことの繰り返しである。基準人員や基地見直しの議論を十分に行なうことが必要であり、その結果において実施時期を決めるべきだ。

会社： 会社としても真摯に議論していく姿勢に変わりはない。組合の指摘は承る。

今回の団体交渉で会社は、提案された12月1日実施については現実的に厳しいとして、実施時期について再提案することを明らかにしました。中央本部はこの再提案に向けて、根拠が不明確な要員減を改めさせ、職場実態に合わせた要員配置を求めています。今後は本部一本で団体交渉を強化するために、職場から基準人員削減出来ない根拠を吸い上げて、団体交渉を行っていくこととします。

以上